

別表第4 燐含有量の規制基準を定める係数（新設事業場に適用）

業種又は施設		特定施設番号 (注1)	上乗せ基準 (mg/L)	a	b	
1	畜産関係特定施設	1の2、74	4	5.36	0.93	
2	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	2～10、13～18の2、52、63の2、69	1	1.18	0.96
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		0.5	0.59	0.96
3	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	66の3～66の8	2	2.68	0.93
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		1	1.34	0.93
4	病院施設	68の2	1	1.34	0.93	
5	みなし病院施設	みなし病院	2	2.68	0.93	
6	みなし浄化槽	みなし浄化槽	4	5.36	0.93	
			2	2.68	0.93	
7	し尿処理施設	72	2	2.36	0.96	
8	その他の業種又は施設	日平均排水量が500m ³ 未満のもの	1、11、12、18の3～51の3、53～63、63の3～66の2、67、68、69の2～71の6、74	1	1.13	0.97
		日平均排水量が500m ³ 以上のもの		0.5	0.57	0.97

(注1) 政令別表に掲げる施設番号。